

第26期 横浜市就学奨励対策審議会会議録

日 時	平成28年11月7日（月） 9時30分 ～ 11時00分
開催場所	松村ビル別館 502会議室
出席者 委員8人 事務局	委員 : 伊藤紀子、小笠原優子、滝田祥子、芳川玲子、亀澤好子、霧生哲央、小竹護、平野則行 事務局 : 国際教育等担当部長 奥田裕之、学校支援・地域連携課長 高橋三樹夫 就学係長 佐々木美登、ほか職員4名 健康教育課長 茨志麻、健康教育課担当課長 大野豊、保健係長 児玉順平 担当係長 羽鳥浩祥
欠席委員	1名 武田容子
開催形態	公開（傍聴者 2人）
議 題	1 就学援助制度の概要説明 2 報告（平成27・28年度就学援助事業） 3 審議（他都市との事業概要の比較、平成29年度就学援助事業実施計画）
決定事項	1 平成29年度就学援助事業の実施計画については、案のとおり承認する。
議 事	1 開会 司会 : 就学係長  2 教育委員会挨拶 国際教育等担当部長より挨拶  3 委員紹介 事務局より、委員9名を紹介した（欠席者は氏名のみ紹介）。  4 傍聴者の入場 事務局より、傍聴の申出があることを報告し、傍聴者2名が入場した。  5 議事 (1) 就学援助制度の概要（事務局より説明） ・ 就学援助制度は、すべての子どもに義務教育を保障するための制度であり、本市では条例に基づき執行している。併せて、対象者の範囲、支給費目について説明。  (2) 就学援助事業の実施報告（事務局より説明） ア 平成27年度就学援助事業の実施状況報告 ・ 在籍者数の減少と同様に、申請件数・認定者数についても、前年度より減少している。また、区別認定状況、決算額についても報告。  イ 平成28年度就学援助事業の実施状況（途中経過報告） ・ 予算額について説明。9月16日現在の認定者数は前年度の認定者数より約3000人少ないが、現在も転入等による追加申請を受け付けていることから、今後も申請者数は増えていくと予想している。  (3) 他都市の就学援助事業概要と本市との比較について（事務局より説明） ・ 横浜市の認定基準は生活保護基準の1.0倍で厳しいように見えるが、所得限度額は政令指定都市の平均より高い。

(4) 平成29年度就学援助事業の実施計画について (事務局より説明)

実施計画(案)、及び認定基準(案)のとおり承認された。

- ・保護者への周知は、例年通りチラシを保護者全員に配付し、「広報よこはま」に掲載する。
- ・例年通り各区民生委員児童委員や主任児童委員にチラシを配付し、制度の周知を図る。
- ・手続きについては、学校が受付と保護者への結果の通知及び支給を行う。教育委員会は審査を行い学校へ就学援助費を支出する。
- ・認定基準は横浜市の生活保護基準に基づき算出する。生活扶助基準の見直しに伴い、平成26年度に就学援助の認定基準を下げた。平成27年度以降は、国の通知等を受け、本市としては認定基準を据え置いている。平成29年度については、平成28年度同様、前年度の認定基準を据え置くことを提案した。
- ・申請における税務情報の取得については、申請者にとって利用しやすい制度になっており、29年度も引き続き運用していく。
- ・支給単価についても説明。

委員 平成28年度の認定基準額を据え置いたとありましたが、据え置きをしなかった他の政令市の情報を把握していますか。

事務局 他の政令市については、多くが認定基準額を据え置いております。平成29年度の認定基準については、国の通知及び他都市の動向を見て判断する自治体が多いと確認しております。

(5) その他

- ・平成27年度において、平成28年度から平成32年にかけて子どもの貧困対策に関する計画を策定したので、審議会後、概要と本編の冊子を送る。

委員 子どもの貧困対策における、就学援助の位置づけとはどのようなものでしょうか。

事務局 子どもの貧困対策について、オール横浜で改善する事業の一つとして就学援助があると捉えております。

委員 就学援助認定後、支給先は保護者になっていますが、ネグレクトの問題も注目されている中で、支給先が保護者になっていることに問題が生じてはいないでしょうか。

事務局 現状、そのような問題が起きているという報告は受けておりません。

委員 小学校は給食費が援助の対象となっているが、中学校のハマ弁にかかる費用は対象にならないでしょうか。

事務局 ハマ弁は給食ではなく、昼食と捉えておりますので、就学援助制度では対象にしておりません。

委員 貧困対策という点で、昼食を食べたくても食べられない中学生がいると把握していますので、就学援助制度の中で考慮していただけますか。

事務局 就学援助制度では対象となりませんが、ハマ弁の仕組みを活用して、家庭環境により昼食を食べられない生徒に対しての支援を検討しております。

委員 就学援助の制度の周知について、学校教員が制度を理解していない部分があり、特に転入児童・生徒の保護者に就学援助制度が伝わっていない事例を確認しております。学校及び保護者への周知の徹底をお願いします。

事務局 年度始まりに就学援助制度のお知らせを児童を通じて保護者に配付するとともに、学校全体での制度の周知をお願いしております。転入生につきましても、同様の扱いを周知しておりますが、ご案内の不備がないよう徹底していきます。

委員 (学校現場の視点から)給食費の充当は継続をお願いします。また、学校内において、教職員に周知はしており、家庭状況において目に見える変化があった時に、就学援助のご案内をできるようにはしておりますが、今後も継続をしていきます。

	<p>委員 (学校現場の視点から) 外国人の保護者及び制度や申請方法が分からない保護者が申請書を書けず、学校に来て一緒に申請書を書くことがあります。お知らせと申請書が別紙になったのはありがたいので、今後もお願いします。学校納入金の未納時に、事情によっては就学援助制度の案内をしておりますが、より徹底をしていきます。</p> <p>委員 (民生委員の視点から) 学校現場でわからない実態も、民生委員が情報を得ている可能性があります。個人情報に十分留意しながらではございますが、学校と連携していくことで、援助の周知を行っていきます。</p> <p>議事終了 (小笠原会長) 議事録の作成について会長・副会長への一任が承認された。</p> <p>審議会の終了 (事務局)</p>
資 料	<p>(1) 平成28年度就学奨励対策審議会資料</p> <p>(2) 就学援助のお知らせ (平成28年度)</p> <p>(3) 私立学校等就学奨励費のお知らせ (平成28年度)</p>